令和 5 年 2 月 2 0 日 条 例 第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

- 第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定による写し等の交付に係る写し等の作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(常滑武豊衛生組合個人情報保護審査会)

- 第4条 次に掲げる事項を行うため、常滑武豊衛生組合個人情報保護審 査会(以下「審査会」という。)を設置する。
 - (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による機関として、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について審査すること。
 - (2) 法第129条の規定による諮問に応じ、個人情報保護に関する事項 について意見を述べること。
- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も、同様とする。

6 前4項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規 則で定める。

(施行の状況の公表)

第5条 管理者は、毎年度、法の施行の状況について、その概要を公表 しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事 項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(常滑武豊衛生組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正)

2 常滑武豊衛生組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に 関する条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「監査委員

年額 50,400円」を

「監査委員

年額 50,400円

個人情報保護審査会委員 日額 6,600円」に改める。